## 海外遠征承認申請

関係規定・・・(公財)日本サッカー協会 競技会規則19条(海外における競技)

第 19 条 [海外における競技]

加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を 得らなければならない。

## <申請方法>

(1) 海外遠征に出発する日の前々月の 25 日までに下記の書類を、(公社)群馬県サッカー協会に提出してください。

(県協会から日本協会への提出期限は前々月の末日までのため、期日厳守でお願いいたします)

- (2) 添付書類
  - ①申請書
  - ②入力フォーム(指定の項目についてはすべて英文表記にて記載のこと)
  - ③海外遠征メンバーリスト (選手団責任者、役員、選手すべての名簿)
  - ④日程(案) (旅行会社等で作成されたものでも可)
  - ⑤遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招聘状
  - ⑥申請料の振込明細書(コピー可)※窓口で申請の場合は不要
  - (①②③は書式をダウンロードして記入してください)
- (3) 提出先

書類送付先:〒371-0854 群馬県前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 5 F 公益社団法人群馬県サッカー協会

メールアドレス:shinsei@gunma-fa.com

申請料振込先:申請料(5,500円)は下記口座にチーム名でお振込みください。

群馬銀行 県庁支店 普通 0554776

公益社団法人群馬県サッカー協会 会長 針谷 章

- (4) 申請後の流れ
  - ①書類の内容確認後、群馬 FA から J F A に申請します。
  - ②JFA理事会で承認された後、アジアサッカー連盟に通達されます ※遠征終了後、JFAより「遠征報告書」の提出を求められる場合があります。 (依頼がない限り、ご提出いただかなくて結構です。)